

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第4回） 議事概要

1 日 時 平成22年8月3日（火）15：00～16：40

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 全省庁共用1214 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

阿藤委員（座長）、安部委員、井伊委員、椿委員、津谷委員、樋口委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省統計情報部、国土交通省総合政策局、東京都統計部、神奈川県統計センター

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑同室調査官、神同室主査、浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官

4 議事次第

（1）基本計画部会第2ワーキンググループの意見書について

（2）その他

5 議事概要

（1）第2ワーキンググループの意見書について

座長から、前回の第3回会合で出された意見を基に取りまとめた「第2ワーキンググループ意見書（案）」の提案があり、その後、委員による意見交換を行った。

委員及び関係府省からの主な意見、回答等は次のとおり。

- 各ワーキンググループの意見書の体裁を統一すべき。
他のワーキンググループの意見書との統一した体裁とする。
- 1ページに「ワークライフバランス」という言葉は出てこない。1ページの1の（1）のは、まさに「ワークライフバランス」に相当する記述なので、明確に「ワークライフバランス」という言葉をどこかに入れるべき。
基本計画の文言に沿った形で修正する。
- 別添1の4の（2）の「事業所ベース」という文言は、「企業ベース」に比べて「事業所ベース」という言葉なのか、それとも「雇用主側のデータ」という意味で使っているのか。

「事業所」と「企業」を区別して表しているものではなく、「世帯側からの補足」に対する「事業所側からの補足」という意味。

- 別添1の4の(2)の「既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を整理し」というところの「整理」という言葉が、統計の整理統合といった意味に誤解されやすいので、何らかの修文をお願いしたい。

「整理」という文言を「検討」という文言に置き換えることとする。

- 別添1、別添2に共通して意識項目に関する記述が追加されているが、これについては基本計画に言及されていない事項なので、意見書の本体に盛り込むのではなく、座長が重要と考える事項として整理し、座長メモとすべきではないか。

- 非正規雇用について、特に不本意型非正規雇用であるかどうかを把握することは労働・雇用政策を遂行する上で重要。基本計画には明確に言及されていないとしても非正規雇用の実態に関する意識については聞かざるを得ないとする。

- 意識項目については、可能な範囲で検討を開始すべきとの委員からの指摘があったことから「技術的課題に配慮しつつ」、検討するとしたところ。

現実には意識項目が統計調査の項目に入っていることは結構あるわけなので、ほかの統計でもポジティブに意識項目を含めていってはどうかという提案。今後、基本計画部会で更に議論していただきたい。

- 別添1に示されている「ワークライフバランス」とは、正規雇用のみを念頭に置いているのか、それとも非正規雇用も含む労働者全体を念頭に置いているのか、その解釈を明確にし、調査項目を設定する際にもワークライフバランス憲章などの何らかの基準に基づいて項目を設定すべき。

- 別添1には、「1 意見の対象とした施策」に「就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係」とワークライフバランスを非常に広いものと認識しているので、意見書での解釈もできる限り広いものとすべき。

別添1はワークライフバランス、別添2は非正規雇用と2つのテーマを分けて取り上げていることを考えれば、別添1は正規雇用に近いところを対象としており、別添2の方で別途、非正規雇用に焦点を当てている。やや漠然としていても、意見書としては別添1でワークライフバランス全般に対する指摘とさせていただく。

- 別添1では「世帯ベース・事業所ベース」とあり、別添2では「世帯サイド・事業所サイド」とあるが、どちらかの言葉に統一すべきではないか。「ベース」というと、まさに調査単位をどうするかということを表しているように見える。

- 別添1の「ベース」はデータの単位を表し、一方、別添2の「サイド」は把握の仕方を表しており、両者は違う意味で使われているのでこのままの表現でよいのではないか。

- 厚生労働省の統計は、旧厚生省サイドの統計が企業単位、旧労働省サイドの統計が事業所単位になっていることが多い。例えば、次世代育成支援対策推進法を議論したときには、旧厚生省の施策なので企業単位で法律ができているが、地方の事業所としては本社からの指示を受けなくてはならないという不都合が発生することがあり、企業なのか事業所なのかというのは気になるところ。「世帯側から」と「事業所側から」という表現であれば適当ではないか。

別添1の4の(1)の「事業所ベース」を、対象を明確にする意味で「企業・事業所ベース」とし、別添2の3の(2)は「世帯サイド」、「事業所サイド」とする。

- 別添2の4の(2)について、基本計画の工程表にも重複する部分が多いが、基本計画の工程表で「遅くとも24年度までの調査開始に向けて」と具体的な日程が入るにも関わらず再度指摘する意味は何か。また、若干、内容に相違がある部分はどのように理解すべきなのか。

基本計画の工程表と重複する部分はあるが、この記述は6月の統計委員会で了解された「公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方」がベースとなったものなので、基本計画の内容を再度、記載したものではない。また、平成24年までといった期限を区切っているものではない。

- 別添2の4の(2)に「雇用形態の転換」とあるが、一般的な表現なのか。

例えば、雇用・労働関係では、非正規から正規へと雇用形態を転換制度する制度（正社員転換制度）があり、転換という言葉は一般的に使われている。

- 別添2の4の(2)の意見は、基本計画別表のそれぞれに1対1で対応するという整理ではなく、非正規雇用の実態を捉えるという部分をひとまとめにしているとのことだが、別表にある総務省担当の部分と当該意見では内容的に異なっており、関連が無いと考える。基本計画別表との対応関係の整理が必要ではないか。

各ワーキンググループの意見書は最終的には統計委員会に提出する意見書であり、個別の対応について、ワーキンググループで全部チェックしていくものではなく、おおよその方向性を打ち出すものと理解。

別表にある労働力調査のフローデータの分析の部分が、雇用形態の変化の把握という点で関係すると思われる。今後、統計委員会として取りまとめる意見では、各府省が基本計画に沿って着実に取組を進めているかどうかを確認する必要があるので、統計委員会（基本計画部会）では、そういった観点を踏まえて検討していくこととする。

- 別添2の4の(3)の「希望する就業形態など」という例示は項目の詳細まで書かれているが、信頼性、妥当性の観点からみて、このような限定的な例示は削除すべき。

総務省の調査では、就業形態の希望について何らかの把握をしているのか。

就業構造基本調査で「希望する雇用形態」を調査している。

既に調査済みであれば、ここに例示する必要はない。

- 別添2の4の(3)の「不本意型の非正規雇用者の「実態」を把握」という箇所は、基本計画にある「実情」という文言にする方が意識項目との整合性も良い。

- ワーキンググループ意見書の位置付けについて、基本計画に具体的な記述がないにもかかわらず、ワーキンググループ意見書に出てきている指摘も幾つかあるが、そのようなものは今後どのような工程表が示され、どのように取り扱われるのか。

位置づけについては、基本計画は閣議決定事項であるが、今回取りまとめる意見は閣議にかけるようなものではないので、基本計画を補完するようなものと理解。

ワーキンググループでは、重点的に議論する課題を絞って、基本計画の則を越えた新たな意見を述べることは注意深く避けて審議してきたところ。しかしながら、ワーキンググループでの議論は、更に基本計画部会において、平成21年度の施行状況報告に対する意見として、大臣に対して述べるべき意見かどうか精査されるものであり、この前提において多少幅広な議論が行われることも容認されるものと理解。

(2) その他

上記の「第2ワーキンググループ意見書(案)」の修正について、座長へ一任され了承。本日の意見を踏まえた意見書を基本計画部会に示すこととなった。

最後に、阿藤座長から出席の委員及び各府省オブザーバーへの謝意が述べられ、第2ワーキンググループを終了した。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>